

## 愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 教育部会運営規程

### (設置目的)

第1条 愛媛県医療ソーシャルワーカー協会（以下「本協会」という。）会則第21条の規程に基づき、教育部会（以下「本部会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本部会は、本協会の会員の知識や技術の向上のために開催する定例会を企画・運営することを目的とする。

### (事業内容)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 本協会で開催する定例会の企画・運営・報告
- (2) 本協会の会員に対して、定例会の内容等について意見を求める
- (3) その他必要な事業

### (組織)

第4条 本部会は、本協会の会員で構成する。

- 2 本部会にはその目的を達成するために必要な部員を配置する。
- 3 部員の任期は2期4年とする。ただし、重任を妨げない。

### (役員)

第5条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
  - (2) 副部会長兼会計 1名
- 2 部会長は、本会の理事が部会の会務を統轄する。
  - 3 副部会長兼会計は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。また、部会費の請求・管理を行う。
  - 4 役員を選任は、部員の互選とする。
  - 5 役員の任期は2期4年とする。ただし、重任を妨げない。
  - 6 役員に欠員が生じたときは、その都度補充する。但し、任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 本部会の目的を達成するために必要な会議を随時開催するものとする。

- 2 会議の開催は部会長が招集する。

### (会計)

第7条 部会長は、毎年度2月末までに次年度の部会費予算案を作成し、本協会の理事会に対して予算要求を行う。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の承認を経ることとする。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年8月1日一部改正し施行する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日から一部改正し施行する